

尾道市空家等対策協議会運営要綱

平成28年8月31日 制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、尾道市空家等対策協議会条例（平成28年条例第27号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、尾道市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱において使用する用語は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）及び条例で使用する用語の例による。

(市長の職務代理)

第3条 市長が条例第6条の会議に出席できないときは、市長の指定する者がその職務を代理することができる。

(所掌事務)

第4条 協議会は、市長の諮問に応じて次の事項について協議し、及び答申するものとする。

- (1) 空家等対策計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 空家等対策計画の実施に係る次に掲げる事項に関すること。
 - ア 空家等が特定空家等に該当するか否かの判断
 - イ 特定空家等に対する措置の方針
 - ウ その他空家等の施策に関する重要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(会議の公開)

第5条 会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 協議等の内容に尾道市情報公開条例（平成12年条例第8号）第6条各号に規定する情報が含まれている場合
- (2) 協議会が会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な協議等に支障が生ずると認められる場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか協議会が公開しない旨を決定した場合
(傍聴手続)

第6条 会議の傍聴に係る手続は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 傍聴の申込みの受付は、会議の当日、会議の開始予定時刻の30分前から行う。
 - (2) 傍聴を希望する者は、会議の開始予定時刻の5分前までに、受付で住所及び名前を記入し、係員の指示に従い入場し、着席するものとする。
- 2 前項第2号の時刻までに、会議の傍聴に係る手続を行っていない者は、当該会議の傍聴をすることができないものとする。ただし、議長が特に認めた場合は、この限りでない。

(傍聴することができない者)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 凶器の類等他人に危害を加えるおそれがある物品を携帯している者
- (3) はち巻、ビラ、プラカード、旗の類等議事を妨害するおそれがある物品を携帯し、又は着用している者
- (4) その他円滑な議事の運営を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、静粛を旨とし、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議における発言に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 談笑、騒ぎ立てること、みだりに席を離れること等議事の妨げ又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 会場内で携帯電話等の無線機を使用しないこと。
- (5) 写真撮影、録画、録音等は行わないこと。ただし、特に議長に許可を得た者はこの限りでない。
- (6) その他議事の秩序を乱し、又は議事の妨害となるようなことをしないこと。

(傍聴人の退場等)

第9条 傍聴人が前条に掲げる事項を遵守しない場合は、議長は、これを制止し、それでもなおその指示に従わず、会議の目的が達成できないと認められるときは、当該傍聴人を退場させ、又は当該会議を中止する等の措置を講ずることができる。

(臨機の処置)

第10条 この要綱に規定していないことであっても、議長は、傍聴について臨機の処置をとることができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成28年8月31日から施行する。